

当事者団体の動き活発化

つながる」と話す。

旧優生保護法に基づく障害者らへの不妊手術の問題について、民間の当事者団体による実態把握の動きが広がりにつつある。問題のデリケートさに加え、意思表示やコミュニケーションの難しさから、知的障害者や聴覚障害者らが泣き寝入りせざるを得ない事態も懸念されている。身近な関係にある支援者らが、過去の自らの対応検証や被害掘り起こしへ踏み出した。

現在、知的障害者の家族ら約20万人が会員となつていて「全国手をつなぐ育成会連合会」。旧法の施行から間もない1950年代には、会の機関

身近な関係生かし支援へ

誌で不妊手術を肯定していたという。

56年の7月と9月には「精薄児と性の問題」と題した座談会の内容を掲載。小児科医の「精神薄弱が遺伝的なものであれば子どもは生まれてほしくない」との発言や、法務省担当者の「優生手術は精薄の場合は本人の納得なしでもやれる」といった説明を載せていた。

58年8月には、当時の育成会の役員が「(知的障害のある子の親には)優生手術をして予防するようにと教えている」と記述していた。

その後、不妊手術に関する記載は少なくなっており、育成会連合会の久保厚子会長は「手術を承諾した親の負い目から、話題にするのもタブー視されたのではないか」。旧法改正から20年以上が経過し、問題の深刻さが浮き上がる中、「会としてきちんと言明する必要がない」と考え、有識者らによる内部委員会を設置して自分たちの過去を検証することにしたという。

相談窓口での被害把握、当事者や家族の心のケア…。久保会長は「なぜ多くの人が手術を強いられたのか、被害の実態に向き合い、これから親や家族がどうすべきかを議論することは、障害のある人の主体性や尊厳の大切さを考えることにもつながる」と話す。

一方、約1万9千人の聴覚障害者が会員として登録している全日本ろうあ連盟は、3月末から全国加盟団体を通じた実態調査を進めている。知的障害を理由に手術を強制されたなどとする女性らが国家賠償請求訴訟を起こす中、「耳が聞こえない人たちの被害を埋もれさせるわけにはいかない」と危機感を強めたという。

調査は、手術を受けた当事者や配偶者らに対して、主に手話による聞き取り形式で行っている。高齢者も多く、意思疎通は簡単ではない面もあるが、関係者からは「一人で悩まずに、気軽に相談に来てもらいたい」との声が出ている。